

サモア独立国の刑事制裁

永 田 憲 史

- 一. はじめに
- 二. 刑事裁判制度
- 三. 刑事制裁
- 四. おわりに

一. はじめに

サモア独立国 (Independent State of Samoa) は、トンガ王国 (Kingdom of Tonga) の北に位置するサモア諸島 (Samoa Islands) の九島で構成されるポリネシアの島嶼国家である。かつて、西サモア (Western Samoa) と呼ばれていた地域である。総面積は約二、九三五平方キロメートルである。人口は、約一七七、〇〇〇人である。首都は、ウポル島 (Upolu) のアピア (Apia) であり、約五万人が暮らしている。人口は、ウポル島とサヴァイイ島 (Savai'i) に集中している。

この地はもともと無人島であったが、紀元前一五〇〇年頃に東南アジア島嶼部を経て南西オセアニアに拡散してきたラピタ集団が遅くとも紀元前七五〇年頃に到達したと考えられている⁽¹⁾。ヨーロッパ人が到達したのは、紀元後一七二二年であり、オランダ人のロッヘーフエーン (Roggeveen) であった⁽²⁾。一九世紀後半になると、イギリス、アメリカ合衆国、ドイツが捕鯨船の補給などのためにこの地で権益を獲得しようとして争った。

この地を含む南太平洋地域は、無文字文化であったため、社会秩序に関する準則は、不文法であって、口頭や行動で伝えられるのみであった⁽³⁾。一八七三年、アメリカ合衆国の影響を受け、ウポル島とサヴァアイイ島の部族長が会談し、二島の憲法が初めて制定された⁽⁴⁾。次いで、一八七五年には、マリエトア (Malietao) とトゥポア (Tupoa) の両家の長が交互に国王 (king) となり、アメリカ人のスタインバーガー (Steinberger) が首相 (premier) となる憲法が制定された。しかし、スタインバーガーは、サモア人の独立を志向したため、一八七六年、イギリス、アメリカ合衆国、ドイツの領事からの圧力を受け、追放された。一八八一年には、国王と国王代理 (deputy king) を定める憲法が制定された。一八八七年にも憲法が制定されたが、一八八九年には、ベルリン条約 (Treaty of Berlin) によって、この地は、イギリス、アメリカ合衆国、ドイツの共同統治を受けるようになった。その後、三国の協議により、一九〇〇年には、ドイツの保護領とされた。この地では、伝統的に首長の権力が強かったため、列強により、首長の権力が削がれていくことに対して、異議申立て運動 (第一次マウ運動) が展開されたものの、鎮圧された⁽⁵⁾。

一九一四年、第一次世界大戦が始まると、ニュージーランドが進駐して軍政を敷き、ドイツの勢力は一掃された⁽⁶⁾。一九一九年、ヴェルサイユ条約において、「人口ノ希薄、面積ノ狭小、文明ノ中心ヨリ遠キコト又ハ受任国領土ト隣接スルコト其ノ他ノ事情ニ因リ受任国領土ノ構成部分トシテ其ノ国法ノ下ニ施政ヲ行フヲ以テ最善トス」(同条約二

二条六項)とされるC式委任統治地域 (League of Nations C class mandate) となり、ニュージーランドが委任統治を行なうこととなった。この際にも、異議申立て運動 (第二次マウ運動) がなされたが、一九三六年に、ニュージーランドが将来の独立を認める方針を示したため、運動は沈静化することとなった。第二次世界大戦後は、国際連合の信託統治領 (United Nations Trust Territory) となり、ニュージーランドが引き続き、支配を行なった。一九四七年には、立法議会 (Legislative Assembly) が設立され、独立への動きが徐々に強まった。一九六二年、オーストラリアとニュージーランド以外では、オセアニアで初めて独立し、国名を西サモアと定めた。同時に、ニュージーランドとの間に友好条約 (Treaty of Friendship) が締結された。一九九七年には、国名をサモア独立国に改めた。現在の国家元首 (O le Ao o le Malo; the Head of State) は、マリエトア・タヌマフィリ二世 (Malietoa Tanumafili II) である。⁽⁷⁾

現在の法状況を見ると、⁽⁶⁾ 憲法、定数四九人で任期五年の一院制の立法議会が制定した法律、コモン・ロー (common law)、⁽⁸⁾ 慣習などが法源とされている。後述のように、慣習に従い判断を行なう伝統的な裁判制度が欧米型の裁判制度と並列して存在している。

⁽⁹⁾ 法曹について見ると、バリスタ (barrister) 又はソリシタ (solicitor) が、検事総長事務所や司法省のほか、約一〇ほどの民間の法律事務所勤務している。民間の法律事務所勤務する法曹は約二〇名である。サモア独立国には、法律学の学位を取得できる教育機関がないため、法曹となるためには、ニュージーランド、オーストラリア、イギリス、アメリカ合衆国などで法律学の学位を取得しなければならない。

オセアニア諸国のように、人口が少なく、領土が点在する国家において、刑事司法がどのように運営されているか

は興味深い問題である。人口規模が小さく、刑事司法運営に費用や手間をかけ難いオセアニア諸国の刑事司法制度を参考にするには、①比較法的関心を満たし、②刑種の少ない我が国に新たな刑事制裁の可能性をもたらし、③将来、我が国の地方公共団体が犯罪者の処罰や処遇を行なう際に役立つ知見が得られる可能性がある。

このような観点から、トンガ王国、マーシャル諸島共和国、ナウル共和国、ヴァヌアツ共和国、ミクロネシア連邦に続いて、⁽¹⁰⁾ サモア独立国の刑事制裁を紹介し、検討することとしたい。今回も、南太平洋大学 (The University of the South Pacific) の人文科学及び法学部 (Faculty of Arts and Law) の法学科 (School of Law) の関連施設である、太平洋島嶼法情報研究所 (Pacific Islands Legal Information Institute; PacliII) がインターネット上で提供しているデータベース (PacliII Databases)⁽¹¹⁾ を利用することができた。サモア独立国は英語を公用語としているため、条文も英語で入手できた。そこで、まず、刑事司法制度について、条文を手掛かりに紹介することとし、可能な限り、刑事司法運営の実態に迫ることとしたい。

以下では、まず、サモア独立国の刑事裁判制度について概観した上で、刑事制裁について紹介することとする。

- (1) Powles, C. G., *Western Samoa*, In: Ntumy, M. A. (General Ed.), *South Pacific Islands Legal Systems* (University of Hawaii Press, 1993), pp. 395, 395-396; 印東道子「先史時代のオセアニア」山本真鳥編『オセアニア史』(山川出版社、二〇〇〇)一七頁以下、二七―三三頁。
- (2) 一連の歴史について、詳しくは、Powles, *supra* note 1, at 395-396; 増田義郎「ヨーロッパ人の太平洋探検」山本編・前掲注(1)四六頁以下、六三―六四、六九―七〇頁。豊田由貴夫「メラネシア史」山本編・前掲二二二頁以下、二二五―二二七頁。
- (3) Care, J. C. et al., *Introduction to South Pacific Law Second edition* (Routledge-Cavendish, 2007), pp. 1-2.
- (4) 憲法制定の歴史について、Care, *supra* note 3, at 11-13.

- (5) 一連の歴史について、詳しくは、Powles, *supra* note 1, at 395-396; 豊田・山本編・前掲注(1)二二二—二三四頁、山本真鳥「ポリネシア史」二六三頁以下、二九二—二九九頁。
- (6) 以降の歴史について、詳しくは、Powles, *supra* note 1, at 395-396; 山本・前掲注(1)三〇〇—三〇三頁。
- (7) Art. 16, 17 Constitution of the Independent State of Western Samoa 1960.
- (8) Powles, *supra* note 1, at 397-400. 憲法を翻訳したものととして、中野昌治「西サモア独立国憲法」愛知学院大学法学研究一四卷三号(一九七二)五五頁以下、田邊誠「サモア独立国」萩野芳夫ほか編『アジア憲法集』(明石書店、二〇〇四)七七五頁以下参照。
- (9) Powles, *supra* note 1, at 428.
- (10) 拙稿「トンガ王国の刑事制裁」関西大学法学論集五六卷四号(二〇〇六)七五頁以下、「マーシャル諸島共和国の刑事制裁」関西大学法学論集五七卷五号(二〇〇七)四七頁以下、「ナウル共和国における拘禁刑の代替策」関西大学法学論集五七卷六号(二〇〇八)九三頁以下、「ヴァヌアツ共和国の刑事制裁」関西大学法学論集五八卷一号(二〇〇八)七五頁以下、「ミクロネシア連邦の刑事制裁」関西大学法学論集五八卷二号(二〇〇八)五〇頁以下。
- (11) <http://pacli.org.vu/>. ミラーサイトは <http://www.pacli.org/>.

二．刑事裁判制度

サモア独立国においては、一九六一年犯罪令⁽¹²⁾ (Crimes Ordinance 1961) が主要な犯罪の多くを規定している。また、一九六一年警察犯令⁽¹³⁾ (Police Offences Ordinance 1961) が軽微な秩序違反の多くを犯罪として規定している。さらに、一九六七年麻薬法⁽¹⁴⁾ (Narcotics Act 1967) の適用が多い。

サモア独立国では、欧米型の裁判制度と伝統的な裁判制度が並立しており、それぞれの裁判制度において、刑事制裁がどのような手続で科されるかを見ていくこととしたい。⁽¹⁵⁾

まず、欧米型の裁判制度においては、検事総長 (Attorney-General) の名の下に訴追が行なわれる⁽¹⁶⁾。治安判事裁判所 (Magistrates' Court) が通常第一審とされている⁽¹⁷⁾。上級裁判所長官 (Chief Justice)、検事総長、国家元首により任命された者の三名により構成される司法サービス委員会 (Judicial Service Commission)⁽¹⁸⁾ の助言に基づき、国家元首が任命する治安判事 (magistrate) と補助治安判事 (fa'amasinio fesoasoani)⁽¹⁹⁾ が置かれている。治安判事は、サモア独立国又は他の国家でバリスタ (barrister) 又はソリシタ (solicitor) として五年以上の実務経験が必要とされる。治安判事は、法定刑が五年以下の拘禁刑 (imprisonment) の犯罪に関わる事件の管轄を有する⁽²⁰⁾。補助治安判事は、原則として、法定刑が一年以下の拘禁刑又は二〇〇サモア・タラ (ST) (約八、〇〇〇円。一 ST 四〇円で換算。以下同じ) 以下の罰金刑の犯罪に関わる事件と、窃取された財物の価値が四〇 ST (約一、六〇〇円) 以下の窃盗 (theft) 事件の管轄を有する⁽²¹⁾。原則として、四〇 ST (約一、六〇〇円) 以下の罰金刑のみを賦科することができる、拘禁刑を賦科することはできないが、例外的に、上訴裁判所長官 (Chief Justice) の承認があれば、六月以下の拘禁刑又は一〇〇 ST (約四、〇〇〇円) 以下の罰金刑を賦科することができる⁽²²⁾。

治安判事裁判所からの第二審と、重大事件の第一審の管轄を有するのが、上級裁判所 (Supreme Court) である⁽²³⁾。上級裁判所長官と上級裁判所判事 (Judge) によって構成される⁽²⁴⁾。上級裁判所長官の任命は、首相 (Prime Minister) の助言に従い、国家元首が行なう⁽²⁵⁾。上級裁判所判事の任命は、司法サービス委員会の助言に従い、国家元首が行なう⁽²⁶⁾。いずれも、サモア独立国又は他の国家で判事又はバリスタとして八年以上の実務経験が必要とされる⁽²⁷⁾。上級裁判所では、長官又は判事一名で審理を行なうことが可能とされている⁽²⁸⁾。なお、上級裁判所は、憲法の解釈の問題について、首相の助言に従って、国家元首により意見を求められた場合、意見を述べなければならない⁽²⁹⁾。

上級裁判所からの上訴審を行なうのが、上訴裁判所 (Court of Appeal) である⁽³⁰⁾。原則として、法の解釈を争う場合にのみ、上訴が認められる⁽³¹⁾。量刑を争うための上訴は、例外的に、上訴裁判所の許可がある場合に限られる。また、治安判事裁判所からの上級裁判所に上訴された事件がさらに上級裁判所から上訴裁判所に上訴される場合にも、上訴裁判所の許可が必要である。上級裁判所長官、上級裁判所判事、司法サーヴィス委員会の助言に従って国家元首が任命した者によって構成され、上級裁判所長官が上訴裁判所長官 (President) となる⁽³²⁾。上級裁判所での審理を行なうた者は上訴裁判所での審理に加わることはできない⁽³³⁾。上訴裁判所では、三人で審理を行ない、多数決により判断を下す⁽³⁴⁾。

なお、憲法上、裁判は公開が原則とされているが、例外的に、少年 (juvenile) の利益の観点から、非公開とすることができるとされている⁽³⁵⁾。

次に、伝統的な裁判制度においては、村評議会 (Village fono) が通常第一審の役割を担う⁽³⁶⁾。民刑の分離はなされておらず、村の慣習などに従い、村民間の紛争の解決が目指される。書面で記録を残すことは求められていない⁽³⁷⁾。金銭だけでなく、筵、動物、食物などで支払うよう求める経済刑 (fine)、又は、村の所有地での労働 (work) が命じられる⁽³⁸⁾。

村評議会からの第二審を行なうのが、土地及び権原裁判所 (Land and Titles Court) である⁽³⁹⁾。村評議会扱われた事件は、欧米型の裁判制度に取り込まれることはない。村評議会の要求に基づき、村からの追放命令が科される⁽⁴⁰⁾。

サモア独立国においては、伝統型の裁判制度が制定法により根拠付けられているものの、少なくとも、重大事件においては、欧米型の裁判制度が伝統型の裁判制度に優越していることが窺える⁽⁴¹⁾。そこで、以下では、欧米型の裁判制

度において科される刑事制裁について、紹介及び検討を行なうこととしたい。

- (12) 1961, No. 13.
- (13) 1961, No. 15.
- (14) 1967, No. 3.
- (15) 詳しへば、Powles, *supra* note 1, at 404-406, 416-417; Care, *supra* note 3, at 361-368.
- (16) Art. 41 (2), (4) Constitution of the Independent State of Western Samoa 1960. 検事総長の任命は、首相の助言に従う、国家元首が行なう。検事総長は、後述の上級裁判所判事となる資格を有する者になければならぬ。Art. 41 (1) Constitution of the Independent State of Western Samoa 1960.
- (17) Art. 74 Constitution of the Independent State of Western Samoa 1960; Magistrates' Courts Act 1969 (1969, No. 2).
- (18) Art. 72 Constitution of the Independent State of Western Samoa 1960.
- (19) Art. 72 (3) Constitution of the Independent State of Western Samoa 1960; ss. 5, 6 Magistrates' Courts Act 1969.
- (20) ss. 36, 37 Magistrates' Courts Act 1969.
- (21) s. 39 Magistrates' Courts Act 1969.
- (22) ss. 18, 38, 40 Magistrates' Courts Act 1969.
- (23) Art. 65 (1), 73 (1) Constitution of the Independent State of Western Samoa 1960.
- (24) s. 22 Judicature Ordinance 1961 (1961, No. 26).
- (25) Art. 65 (2) Constitution of the Independent State of Western Samoa 1960; s. 22 Judicature Ordinance 1961.
- (26) Art. 72 (3) Constitution of the Independent State of Western Samoa 1960; s. 22 Judicature Ordinance 1961.
- (27) Art. 65 (3)-(5) Constitution of the Independent State of Western Samoa 1960; s. 23 Judicature Ordinance 1961.
- (28) s. 32 Judicature Ordinance 1961.
- (29) Art. 73 (3) Constitution of the Independent State of Western Samoa 1960; s. 33 Judicature Ordinance 1961.
- (30) Art. 75 (1), 79-81 Constitution of the Independent State of Western Samoa 1960.
- (31) s. 45 Judicature Ordinance 1961.

- (32) Art. 75 (2), (3) Constitution of the Independent State of Western Samoa 1960 ; s. 41 (2), (3) Judicature Ordinance 1961.
- (33) Art. 77 Constitution of the Independent State of Western Samoa 1960 ; s. 46 Judicature Ordinance 1961.
- (34) Art. 76 Constitution of the Independent State of Western Samoa 1960 ; ss. 43, 47 Judicature Ordinance 1961.
- (35) Art. 9 (1) Constitution of the Independent State of Western Samoa 1960.
- (36) ss. 9, 10 Village Fono Act 1990 (1990, No. 3).
- (37) s. 4 Village Fono Act 1990.
- (38) s. 6 Village Fono Act 1990.
- (39) Art. 103 Constitution of the Independent State of Western Samoa 1960 ; s. 11 Village Fono Act 1990.
- (40) アンソニー・H・アンジェロ著・北村一郎ほか訳「慣習と法——西サモアおよびモーリシアスの例から——」法学協会雑誌一一四卷二号（一九九七）一頁以下、九一一頁。
- (41) アンジェロ・前掲注(40)七—九頁参照。

三. 刑事制裁

1. 概況

サモア独立国では、刑事制裁 (punishment) として、現物返還 (revesting and restitution)、被害弁償 (compensation)、罰金刑、没収 (forfeiture)、費用支払 (payment of costs)、運転免許剥奪 (disqualifying offenders from driving motor vehicles)、裁判所命令 (Court order)、平穩維持 (keeping the peace)、プロブーション (probation)、拘禁刑の一〇種類の刑事制裁が規定されている。従来、反逆罪 (treason)、謀殺罪 (murder) には、絞首刑 (hanging) による死刑が規定されていたが、⁽⁴²⁾二〇〇四年に廃止された。⁽⁴³⁾

あらゆる裁判所は、有罪認定後に、犯罪の性質及び犯罪者の性格を含む事情を考慮し、裁判所が適切と思料する案件を付して、三年以内の期間、刑の宣告を猶予し、裁判所が召喚した際には、刑の言渡しを受けるため出頭するよう命じることができる。⁽⁴⁴⁾ この際、現物返還、被害弁償、費用支払などを合わせて命じることが許される。⁽⁴⁵⁾ 条件違反や再犯がなされた場合、治安判事又は補助治安判事が、犯罪者を召喚し、本件の事情及び宣告猶予後の犯罪者の行動を調査した後、量刑を行なう。⁽⁴⁶⁾

2、現物返還

犯罪者が犯罪を通して又は犯罪を手段として取得した財産を裁判所が権限を認める者に移転するよう命じる刑事制裁である。⁽⁴⁷⁾ 犯罪を通して又は犯罪を手段として入手された物であることについて第三者が善意で犯罪者から購入した場合、第三者に犯罪者が価額を支払って取戻し、裁判所が権限を認める者に移転するよう命じることができない。⁽⁴⁸⁾ 第三者に支払う価額は、第三者が犯罪者に支払った額を超えることは許されない。⁽⁴⁹⁾ いずれの場合も、上訴がなされないときには、有罪認定から二一日以内に現物返還がなされなければならない。⁽⁴⁹⁾ 現物返還がなされない場合、罰金刑と同様の方法で執行され、後述のように拘禁刑が科されることがある。⁽⁵⁰⁾ なお、裁判所が現物返還を命じた場合であっても、何人も犯行前又は犯行後の対象物の権利の得喪を争うことは妨げられない。⁽⁵¹⁾

現物返還を被害弁償の支払と分けて規定しているのは、イギリス法の影響であると思われる。⁽⁵²⁾

被害の内容を表示・表現することで、犯罪者に自己が惹起した結果を認識させ、改善・更生・社会復帰の契機とすることができることから、我が国においても、刑事制裁として、「現物返還命令」を導入すべきである。⁽⁵³⁾

3、被害弁償

犯罪を通して又は犯罪を手段として、生じた財産の損失 (loss) 又は損害 (damage) に対して、適切と思料する額の被害弁償を支払うよう犯罪者に命じる刑事制裁である。⁽⁵⁴⁾ かかる刑事制裁が科されたとしても、賦科額を超える損失又は損害について、被害者が民事手続において請求する権利は妨げられない。⁽⁵⁵⁾ 不払の場合、罰金刑と同様の方法で執行され、後述のように拘禁刑が科されることがある。⁽⁵⁶⁾ 逮捕時に裁判所に押収された金銭は、裁判所の裁量により、その全部又は一部を被害弁償に充てることができる。⁽⁵⁷⁾

ここでもまた、被害の内容を表示・表現することで、犯罪者に自己が惹起した結果を認識させ、改善・更生・社会復帰の契機とすることができることから、我が国においても、刑事制裁として、「被害弁償命令」を導入すべきである。⁽⁵⁸⁾

4、罰金刑

国庫への金銭の支払を求める刑事制裁である。自然人が有罪認定された場合、拘禁刑に付加して又は代えて罰金刑を科しうる。⁽⁵⁹⁾ また、拘禁刑のみが規定されている犯罪で、法人 (corporation) が有罪認定された場合、拘禁刑に代えて罰金刑を科しうる。⁽⁶⁰⁾

制定法上、罰金刑の多額が法定されていない場合、治安判事裁判所の治安判事は二、〇〇〇ST (約八万円) を超える罰金刑を賦科できず、治安判事裁判所の補助治安判事は、拘禁刑に付加して又は代えて罰金刑を科すときには四〇ST (約一、六〇〇円)、罰金刑が法定されている犯罪類型に罰金刑を科すときには一〇〇ST (約四、〇〇〇円)

を超える罰金刑を賦科できない⁽⁶¹⁾。いずれの場合も、罰金額の算定の際に、裁判所が知る又は思料する犯罪者の経済状態を考慮に入れなければならない⁽⁶²⁾。その際、裁判所は分割払とすることができる⁽⁶³⁾。分割払とされ、分割払の一回が不払となった場合、残額全部につき不払として扱われる。また、裁判所は指定する者に指定する場所で支払うよう犯罪者に命じうる⁽⁶⁴⁾。そして、不払の場合の拘禁刑の期間を合わせて言渡しうる。

罰金刑は、犯罪者のサモア独立国政府に対する債務 (debt) として扱われ、民事上の政府の債権と同様に、民事手続により執行されうる⁽⁶⁵⁾。

① 犯罪者が支払のための十分な資力を有する場合、② 犯罪者が住所不定の場合、③ 犯罪の重大性、犯罪者の性格、その他特別の事情に言及し、執行を遅滞なく行なうべき場合、④ 犯罪者が罰金刑の言渡し又は指定された支払期日から二八日以内に支払わない場合、支払期限の延長を認めることができる⁽⁶⁶⁾。支払期限の延長がなされない場合又は支払期限の延長がなされても支払がなされない場合、判事、治安判事、補助治安判事は収容令状 (warrant of commitment) を発付し、犯罪者を拘禁刑に服せしめることができる⁽⁶⁷⁾。罰金刑の言渡しの際に合わせて言渡されていない場合、罰金額五〇セネ (sene) (約一〇円) につき最長一日で、一八〇日以内とされる⁽⁶⁸⁾。但し、当該犯罪類型に拘禁刑が法定されており、その長期が一八〇日未満のときには、その長期が限度となる。なお、収容令状が発付された後に、罰金額と令状発付の手数料 (fee) が支払われた場合、収容令状は無効となり、拘禁刑は科しえない。また、不払による拘禁刑の刑期が満了した場合、罰金刑の支払義務は消滅し、民事手続により支払が求められることはなくなる⁽⁶⁹⁾。

罰金刑の支払義務が債務に変形するとされていることは、一身専属性を失わせることとなるため、妥当でないと考

えられる⁽⁷⁰⁾。また、罰金刑の不払を理由とする拘禁刑の期間は、当該犯罪類型に罰金刑のみが法定されている場合が最長一八〇日であるのに対し、一八〇日未満の拘禁刑が法定されている場合はその期間とされている。それゆえ、罰金刑のみが法定されている犯罪類型のほうが長期間となってしまう、バランスを失する。罰金刑のみが法定されている場合、不払であっても拘禁刑を科すことを認めないとするなどの改正が必要であるように思われる⁽⁷¹⁾。

5、没収

犯罪の遂行に関連した、犯罪者の所有又は占有する財産を国家が剝奪する刑事制裁である。偽造貨幣、偽造紙幣、武器 (weapon)、投石された石などが対象とされている⁽⁷²⁾。

サモア独立国では、没収対象が具体的に特定され、限定されているのが特徴である。

6、費用支払

有罪認定がなされた場合、裁判所が公正で合理的と思料する裁判所の費用、証人及び通訳の経費 (expense)、ソリシタの費用などを告発者 (informant) へ支払うよう犯罪者に命じるものである⁽⁷³⁾。有罪認定がなされなかった場合、裁判所はこれらの費用などを被告人へ支払うよう告発者に命じることができる⁽⁷⁴⁾。いずれの場合も罰金刑と同様の方法で執行され、前述のように拘禁刑が科されることがある⁽⁷⁵⁾。

ここでもまた、費用の内容を表示・表現することで、犯罪者に自己が惹起した負担を認識させ、改善・更生・社会復帰の契機とすることができることから、我が国においても、刑事制裁として、「費用支払命令」を導入すべきである。

る。⁽⁷⁶⁾

7、運転免許剥奪

三年以内の期間、犯罪者から運転免許を剥奪するか、運転免許の取得を禁止する刑事制裁である。⁽⁷⁷⁾ ① 犯罪者が犯行時に運転者であったか、道路交通犯罪で有罪認定された場合、② 犯行が自動車の利用によって促進されたと考えられる場合、③ 検挙を回避するなどのために自動車が利用された場合、④ 自動車内又は自動車から犯行が行なわれた場合、⑤ 自動車に関連して犯行が行なわれた場合で、拘禁刑に当たる犯罪で有罪認定されたときに賦科しうる。

サモア独立国では、犯行に自動車が関連していた場合に、運転免許の剥奪が行なわれる。我が国においては、自動車の運転が生活に密接に関連している者が多く、他の刑事制裁よりも有効であることも少なくないように思われる。他方で、運転免許が剥奪されている期間であっても、運転を行なう者が存在することは否定できない。そこで、実効性を確保するため、運転免許証をICカード化するとともに、全ての車両にカードリーダーを備付けさせ、有効な運転免許証がカードリーダーに挿入されなければ、エンジンがかからないようにするなどの方策がとられるべきである。また、運転適性を欠くと思われる行為を行なった者には、終身の剥奪を行なうことも認められるべきである。

8、裁判所命令

金銭支払以外の一定の行動をとるよう命じる刑事制裁である。⁽⁷⁸⁾ 具体的には、居所指定、特定人との交際禁止などが考えられる。判事、治安判事、補助治安判事が命じることができる。対象者がこれを怠ったり、拒否したりした場合、

判事、治安判事、補助治安判事は収容令状を発付し、制定法が上限を規定していなければ、一八〇日以内の拘禁刑に処せられる。⁽⁷⁹⁾

例えば、居所指定は、マーシャル諸島共和国やミクロネシア連邦と同様⁽⁸⁰⁾、比較的小さな地域共同体が多い上、サモア独立国では、首長の力が強く、犯罪者に統制が及びやすいという事情がある。

もつとも、命令の内容の範囲が、条文上、限定されておらず、罪刑法定主義に反しないか、問題となろう。

9、平穩維持

裁判所が適切と思料する保証人 (surety) 付きで又はなしで、裁判所が十分と思料する額の保証金 (bond) を犯罪者に差入れさせ、保証金の支払から三年以内の期間、平穩を維持し (keep the peace)、善行 (good behaviour) を保持しなければならぬとの条件を付して社会内で生活させる刑事制裁である。⁽⁸¹⁾ 三年以内の拘禁刑に当たる犯罪で有罪認定された場合で、裁判所が適切と思料するときに、他の刑事制裁に代えて又は付加して、賦科される。保証金の支払を拒否したり、保証人が得られない場合、裁判所は、犯罪者が保証金や保証人を差入れるまで又は裁判所が釈放を命じるまで、犯罪者を最長一年間拘禁刑に服せしめることができる。⁽⁸²⁾ 裁判所は、適切と思料する条件を付してかかる拘禁刑を延期するか、拘禁刑の期間を一年未満とすることができる。⁽⁸³⁾

保証金などにより再犯予防を心理的に強制しようとするものである。保証金の納付が命じられたにもかかわらず、納付がなされない場合に拘禁を行なうことから、拘禁刑の代替策として利用されていることが窺える。

10、プロベーション

首席プロベーション・オフィサー (chief probation officer) 又はプロベーション・オフィサー (probation officer) の監督の下、一定の条件を遵守させつつ、一定期間、社会内で犯罪者に生活を送らせる刑事制裁である⁽⁸⁴⁾。拘禁刑に当たる犯罪で有罪認定された場合に、拘禁刑に代えて、賦科される。一年未満の拘禁刑にあたる犯罪の場合、一年以内の期間とされ、一年以上の拘禁刑にあたる犯罪の場合、一年以上三年以内の期間とされる⁽⁸⁵⁾。

プロベーションの一般的条件として、(a) プロベーションが言渡されてから、二四時間以内にプロベーション・オフィサーに賦科されたことを自ら報告を行なうこと、(b) プロベーション・オフィサーに求められた場合などに報告を行なうこと、(c) 住所を変更しようとするときには、合理的と考えられる通知をプロベーション・オフィサーに行ない、変更後、新住所、仕事の性質及び場所を四八時間以内に首席プロベーション・オフィサーに通知すること、(d) プロベーション・オフィサーが承認していない場所で居住しないこと、(e) プロベーション・オフィサーが承認していない職業を継続したり、従事したりしないこと、(f) プロベーション・オフィサーが書面で交際を行なわないうよう警告した特定の者又はグループと交際しないこと、(g) 善行を保持し、犯罪を行なわないことが定められている⁽⁸⁶⁾。また、個別に設定される付加的条件として、(a) プロベーション・オフィサーに指示された期間及び分割払の回数により、プロベーションとされた犯罪及び同時に量刑を科されるに至った犯罪に関係する訴追に要した費用の全部又は裁判所が指示する割合を支払うこと、(b) プロベーション・オフィサーに指示された期間及び分割払の回数により、プロベーションとされた犯罪及び同時に量刑を科されるに至った犯罪を通じた又は犯罪による侵害の損害賠償又は損失に対する被害弁償について、裁判所が指示する額又は裁判所の指示の下でプロベーション・オフィサーが確定した額

を支払うこと、(c) 禁酒命令 (prohibition order) を賦科することが法律上認められている場合に、プロベーション期間中、禁酒命令を賦科し、更新すること、(d) 対象者が免許を有しない場合に、酒類及び麻薬の使用を禁止すること、(e) 特定の物品又は特定の種類の物品の単独又は共同での所有又は所持を禁止すること、(f) 特定の者又は特定のグループの者との交際を禁止すること、(g) 特定の教育又は訓練の課程を履修すること、(h) 裁判所が適切と思料する住居、職業、収入に関する条件を遵守すること、(i) 善行保持又は犯罪防止のために必要と裁判所が思料するその他の条件を遵守することが挙げられている。⁽⁸⁷⁾

対象者は、いつでも、裁判所により科された条件の免除、延期、変更を申立てることができる⁽⁸⁸⁾。また、期間の半分が経過した後は、プロベーションの解除 (discharge) を申立てることができる⁽⁸⁹⁾。また、プロベーション・オフィサーは、いつでも、裁判所により科された条件の免除、延期、変更、プロベーションの解除、付加的条件の賦科、三年未満の期間の延長を申立てることができる⁽⁹⁰⁾。いずれの申立ても、治安判事裁判所の治安判事若しくは補助治安判事により科された又は治安判事裁判所から上級裁判所への上訴により科されたプロベーションの場合、治安判事裁判所に、それ以外の上級裁判所により科されたプロベーションの場合、上級裁判所又は上級裁判所判事に行なわなければならぬ⁽⁹¹⁾。付加的条件の(c) (i) について、条件の免除、延期、変更の申立てがなされた場合、申立ての聴聞がなされ、判断が下されるまで、プロベーション・オフィサーは、裁量により、条件の執行を延期することができる⁽⁹²⁾。裁判所は、申立てを受け、公開の法廷又は判事室で聴聞を行ない、プロベーション賦科後の状況の変化にに応じて、条件の免除、延期、変更、プロベーションの解除、付加的な条件の賦科、三年未満の期間の延長を行なうことができる⁽⁹³⁾。プロベーションが解除された場合、裁判所が指定した日にプロベーション期間は満了する⁽⁹⁴⁾。

対象者がプロベーションの条件に違反したり、従わなかったりすることは、犯罪とされている。この場合、プロベーション・オフィサー又はカンスタブルは、令状なくして逮捕しうる⁽⁹⁵⁾。治安判事又は補助治安判事により、条件違反が認定されれば、三月以下の拘禁刑又は一〇〇ST (約四、〇〇〇円) 以下の罰金刑に処せられる⁽⁹⁶⁾。その際、治安判事又は補助治安判事は、拘禁刑又は罰金刑に付加して又は代えて、三年未満のプロベーション期間の延長、条件の変更、付加的条件の賦科をなしうる⁽⁹⁷⁾。

また、別罪で有罪認定され、一年以上の拘禁刑に処された場合、プロベーションは停止する⁽⁹⁸⁾。一方、一年未満の拘禁刑に処された場合、プロベーションは拘禁中も継続し、服役後に残期間のプロベーションに服する⁽⁹⁹⁾。

プロベーションの条件違反又は不遵守で有罪認定されるか、別罪で有罪認定された場合、プロベーション・オフィサーは、プロベーションを取消し、プロベーションが科されていた犯罪の量刑を行なうよう裁判所に申立てることができる⁽¹⁰⁰⁾。かかる申立ても、条件の免除などと同様に、治安判事裁判所の治安判事若しくは補助治安判事により科された又は治安判事裁判所から上級裁判所への上訴により科されたプロベーションの場合、治安判事裁判所に、それ以外の上級裁判所により科されたプロベーションの場合、上級裁判所又は上級裁判所判事に行なわなければならない⁽¹⁰¹⁾。申立てがなされると、その旨が対象者に通知される⁽¹⁰²⁾。プロベーションの判断を行なった判事、治安判事、補助治安判事が審理する場合、事案の状況を調査せずに判断をなしうるが、プロベーションの判断を行なった判事、治安判事、補助治安判事以外の判事、治安判事、補助治安判事が審理する場合、事案の状況を調査しなければならない⁽¹⁰³⁾。調査の結果、プロベーションの取消しが相当であると判断された場合、プロベーションが取消され、量刑が行なわれる。一方、裁判所が量刑を行なわなかったり、新たにプロベーション、罰金刑、運転免許剥奪が科されない場合、原プロベ

シヨンが継続する⁽¹⁰⁴⁾。

解除や取消しなどがなく、プロベーション期間が満了すれば、量刑が行なわれ、刑に服したものとされ、一事不再理効が生じる⁽¹⁰⁵⁾。

裁判所命令と似た条件が付されることもあるが、プロベーションは、プロベーション・オフィサーの監督を受ける点で異なる。

11、拘禁刑

刑務所 (prison) に拘禁する刑事制裁である。無期拘禁刑 (imprisonment for life) が最も重く、強姦罪 (rape)、故殺罪 (manslaughter)、謀殺未遂罪 (attempted murder)、自殺助言罪 (counselling suicide) と、前述のように、従来、死刑とされていた反逆罪及び謀殺罪の法定刑とされている⁽¹⁰⁶⁾。

拷問又は非人道的若しくは侮辱的な処遇は、憲法上、禁止されている⁽¹⁰⁷⁾。また、独居拘禁 (solitary confinement) が禁止されている⁽¹⁰⁸⁾。

また、憲法上、強制労働 (Forced or compulsory labour) は原則として禁止されているが、例外的に裁判所により科されることは許されており、受刑者に労働を義務とすることが認められている⁽¹⁰⁹⁾。

前述のように、拘禁刑に代えて、罰金刑を賦科することができる⁽¹¹⁰⁾。また、拘禁刑のみが規定されている犯罪で、法人 (corporation) が有罪認定された場合、拘禁刑に代えて罰金刑を科しうる⁽¹¹¹⁾。

拘禁刑を言渡した裁判所は、執行を担当するカンスタブル (constable) 又は執行吏 (bailiff) を指名して又は指名

せず、犯罪の特徴を簡潔に記述した上で、犯罪者を拘禁するよう命じた収容令状を発付し、カンスタブル又は執行吏が犯罪者を収容する⁽¹¹²⁾。

独居拘禁が禁止されているため、受刑者は集団室で処遇されることとなるが、悪風感染や施設の秩序の維持などの点で不都合が生じないかが懸念される。

- (42) s. 120 (1), (3), (4), First Schedule Criminal Procedure Act 1972 (1972, No. 14); ss. 28, 63, 64, 66, Crimes Ordinance 1961 (repealed). 但し、犯行当時一八歳未満の者又は妊娠中の女性に対しては死刑に代えて無期拘禁刑とするとされていた。s. 121 (1) Criminal Procedure Act 1972 (repealed).
- (43) s. 2 (1), (2) Crimes (Abolition of Death Penalty) Amendment Act 2004 (2004, No. 7).
- (44) s. 113 (1), (3) Criminal Procedure Act 1972. 裁判所が期間を明示しなかった場合、その期間は一年とみなされる。s. 113 (3) Criminal Procedure Act 1972.
- (45) s. 113 (2) Criminal Procedure Act 1972.
- (46) s. 113 (4) Criminal Procedure Act 1972.
- (47) s. 166 (1) Criminal Procedure Act 1972.
- (48) s. 166 (2) Criminal Procedure Act 1972.
- (49) s. 166 (4) Criminal Procedure Act 1972.
- (50) s. 117 (2)-(8) Criminal Procedure Act 1972.
- (51) s. 166 (3) Criminal Procedure Act 1972.
- (52) 拙稿「刑事制裁としての被害弁償命令 (一)」法学論叢一五三巻一号 (二〇〇三) 七二頁以下、七四頁、「同・(二)・完」一五三巻二号 (二〇〇三) 一一二頁以下、一一三頁。
- (53) 拙稿「トンガ王国」・前掲注(10)八四―八五頁、「マーシャル諸島共和国」・前掲注(10)五三頁、「ミクロネシア連邦」・前掲注(10)五九―六〇頁。

- (54) s. 165 (1) Criminal Procedure Act 1972.
- (55) s. 165 (4) Criminal Procedure Act 1972.
- (56) ss. 117 (2)-(8), 165 (3) Criminal Procedure Act 1972.
- (57) s. 165 (2) Criminal Procedure Act 1972.
- (58) 被害弁償命令については、拙稿「刑事制裁としての被害弁償命令 (一)」法学論叢一五三卷一号 (二〇〇三) 七二頁以下、
「同・(一)・完」一五三卷二号 (二〇〇三) 一一二頁以下参照。
- (59) s. 112 (2) Criminal Procedure Act 1972.
- (60) s. 112 (3) Criminal Procedure Act 1972.
- (61) s. 112 (2) (b) Criminal Procedure Act 1972; ss. 38, 40 (b) Magistrates' Courts Act 1969.
- (62) s. 112 (4) Criminal Procedure Act 1972.
- (63) s. 117 (3) (b) Criminal Procedure Act 1972.
- (64) s. 117 (3) (c) Criminal Procedure Act 1972.
- (65) s. 117 (2) Criminal Procedure Act 1972.
- (66) s. 117 (3) (a) Criminal Procedure Act 1972.
- (67) s. 117 (4), (6) Criminal Procedure Act 1972.
- (68) s. 117 (7) Criminal Procedure Act 1972.
- (69) s. 117 (8) Criminal Procedure Act 1972.
- (70) 罰金刑の法的性質については、拙稿「罰金刑の目的」関西大学法学論集五六卷二二三号 (二〇〇六) 一三二頁以下、一三三
四—一三九頁。
- (71) アメリカ合衆国連邦最高裁は、当該犯罪類型によって科しうる拘禁刑の上限を超える期間にわたり、不払を理由に拘禁刑
を科すことは、連邦憲法修正一四条の平等原則に反し、許されないと判示している。Williams v. Illinois, 399 U. S. 235,
240-244 (1970). ねらいは、連邦最高裁は、この理が、当該犯罪類型に拘禁刑の定めが制定法上ない場合にも妥当するとして、
この場合には、不払があっても拘禁刑を科しえないとしている。Tate v. Short, 401 U. S. 395, 397-401 (1971).

- (72) s. 84 (2) (b) Criminal Procedure Act 1972; ss. 25, 26 Police Offences Ordinance 1961.
- (73) s. 167 (1), (4), 168 (1) Criminal Procedure Act 1972.
- (74) s. 167 (2) Criminal Procedure Act 1972.
- (75) ss. 117 (2)-(8), 167 (6), 168 (2) Criminal Procedure Act 1972.
- (76) 拙稿「刑事制裁としての費用支払命令」関西大学法学論集五五卷六号(二〇〇六)六二頁以下、七五―七七頁。
- (77) s. 15 (1) Offenders Probation Act 1971 (1971, No. 5).
- (78) s. 118 (1) Criminal Procedure Act 1972.
- (79) s. 118 Criminal Procedure Act 1972.
- (80) 拙稿「マーシャル諸島共和国」・前掲注(10)五七頁、「ミクロネシア連邦」・前掲注(10)六一―六二頁。
- (81) s. 119 (1) Criminal Procedure Act 1972.
- (82) s. 119 (2), (4) Criminal Procedure Act 1972.
- (83) s. 119 (3) Criminal Procedure Act 1972.
- (84) s. 7 (1), (6) Offenders Probation Act 1971. 紹介したものとして、ノホートル・ポウモウ・パパリイ著・室井誠一訳「西サモアの歴史・社会・保護観察制度」罪と罰一八卷一号(一九八一)三〇頁以下。
- (85) s. 7 (1), (3) Offenders Probation Act 1971.
- (86) s. 8 Offenders Probation Act 1971.
- (87) s. 9 (1) Offenders Probation Act 1971. 損害賠償又は被害弁償が付加的条件とされ、プロベーションの満期に未払額が残っている場合、支払を受ける被害者は、プロベーションの満期から二月以内に、裁判所の書記官(Registrar)から、残額の証明書を受領することができる。かかる証明書を管轄の裁判所に提出すれば、裁判所の判決を経ずして、判決がなされたのと同様に差押えなどの執行することができる。s. 9 (2) Offenders Probation Act 1971. なお、損害賠償又は被害弁償が付加的条件とされた場合であっても、民事的救済を求めることは妨げられなく。s. 9 (3) Offenders Probation Act 1971.
- (88) s. 10 (1) (a) Offenders Probation Act 1971.
- (89) s. 10 (1) (b) Offenders Probation Act 1971.

- (96) s. 10 (2) Offenders Probation Act 1971.
- (16) s. 10 (5) Offenders Probation Act 1971.
- (92) s. 10 (7) Offenders Probation Act 1971.
- (93) s. 10 (3), (8) Offenders Probation Act 1971.
- (94) s. 10 (4) Offenders Probation Act 1971.
- (95) s. 11 (4) Offenders Probation Act 1971.
- (96) s. 11 (1) Offenders Probation Act 1971.
- (97) s. 11 (2) Offenders Probation Act 1971.
- (98) s. 13 (1) Offenders Probation Act 1971.
- (99) s. 13 (2) Offenders Probation Act 1971.
- (100) s. 12 (1) Offenders Probation Act 1971.
- (101) s. 12 (3) Offenders Probation Act 1971.
- (102) s. 12 (2) Offenders Probation Act 1971.
- (103) s. 12 (4) Offenders Probation Act 1971.
- (104) s. 12 (5) Offenders Probation Act 1971.
- (105) s. 14 Offenders Probation Act 1971.
- (106) ss. 28, 47, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 75 Crimes Ordinance 1961 ; s. 2 (1), (2) Crimes (Abolition of Death Penalty) Amendment Act 2004.
- (107) Art. 7 Constitution of the Independent State of Western Samoa 1960.
- (108) s. 122 (1) Criminal Procedure Act 1972.
- (109) Art. 8 (1), (2) (a) Constitution of the Independent State of Western Samoa 1960.
- (110) s. 112 (2) Criminal Procedure Act 1972.
- (111) s. 112 (3) Criminal Procedure Act 1972.

(112) ss. 115 (1), 116 Criminal Procedure Act 1972. 上級裁判所において科された場合、判事が令状に署名し、治安判事裁判所において科された場合、治安判事又は補助治安判事が令状に署名する。s. 115 (2), (3) Criminal Procedure Act 1972. いずれの場合も、同じ裁判所の同じ審理体によって科された複数の拘禁刑について、まとめて一つの収容令状を発付することができる。s. 115 (4) Criminal Procedure Act 1972.

四. おわりに

サモア独立国では、多様な刑事制裁が用意されている。個々の犯罪者にふさわしい刑事制裁を選択しうる点で、優れている。特に、裁判所命令は、罪刑法定主義違反の可能性があるが、刑事制裁の個別化という観点からは評価されよう。

今後、機会を見つけて、刑事制裁の運用がどのように行なわれているかについても研究を進めることとしたい。